

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和7年2月3日
あおぞら農業協同組合

当組合では、鹿児島県をはじめ全国的に多発している特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）の未然防止に向けた取組みとして、一部のお客さまを対象に、平成30年10月31日よりATMのご利用限度額を引き下げさせていただいております。

今般、特殊詐欺被害防止を目的とした鹿児島県警察本部からの要請等を踏まえ、下記のとおり65歳以上のお客さまのキャッシュカードによるATM振込上限額を、1日あたり10万円とすることにいたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

今回の取組みは詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

当JAで貯金口座をお持ちの満65歳以上の個人のお客さまのうち、過去2年間、ATMでの振込取引がないお客さま

2 利用制限について

ATMでのキャッシュカードによる振込取引のご利用限度額を、1日あたり10万円とさせていただきます

3 利用制限の開始日

令和6年10月25日（金）

4 対象となったお客さまで、ATMのご利用限度額の引き上げをご希望される場合

平日の営業時間内に、通帳またはキャッシュカード、お届出印、ご本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）をご準備のうえ、お取引店舗窓口までお申し出ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ
あおぞら農業協同組合
(099) 474-2461